



2026年3月30日

各位

会社名 ギグワークス株式会社
本社所在地 東京都港区西新橋二丁目11番6号
代表者 代表取締役社長 村田 峰人
(コード番号:2375 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員
CFO 松沢 隆平
(TEL 03-6832-3260)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年4月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 50,600株
(3) 処分価額	1株につき 209円
(4) 処分価額の総額	10,575,400円
(5) 株式の処分子定先及びその人数並びに処分株式の数	当社取締役 4名 11,400株 ※当社監査等委員である取締役及び社外取締役は除く 当社子会社の取締役 13名 27,200株 当社及び当社子会社の従業員 8名 12,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年12月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、2024年1月30日開催の第47期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、年12万株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認を頂いております。

また、当社は、2022年9月30日開催の取締役会において、当社子会社役員及び当社又は当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員（以下「対象従業員等」といい、対象取締役とあわせて「対象者」といいます。）を対象に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な業績拡大と企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式付与制度を導入することを決議しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象者に対し、上記制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計10,575,400円の現物出資と引換えに、当社の普通株式50,600株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

上記制度に基づく本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下のとおりであります。

(1) 譲渡制限期間

ア 対象取締役について

対象取締役は、2026年4月20日（処分期日）から当社の取締役を退任または退職する日までの間（処分期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出される日までに退任または退職した場合（ただし、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める理由による場合を除く。）には、処分期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出される日までの間）、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

イ 対象従業員等について

対象従業員等は、2026年4月20日から2029年4月19日までの間、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

ア 対象取締役について

対象取締役が譲渡制限期間の間、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任した場合、譲渡制限期間の満了時をもって、処分期日の直前の当社の定時株主総会の日を含む月の翌月から当該退任を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合はその相続人）が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、100株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

イ 対象従業員等について

対象従業員等が譲渡制限期間の間、継続して当社グループの取締役、監査役、又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象従業員等が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員等が譲渡制限期間中に当社グループの取締役、監査役、又は従業員の地位から死亡、任期満了、定年その他正当な理由により退任・退職した場合には、当該退任・退職した時をもって、処分期日を含む月から当該退任・退職を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、対象従業員等（ただし、対象従業員等が死亡により退任・退職した場合はその相続人）が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、100株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日の直前の当社の定時株主総会の日を含む月の翌月（対象者が対象従業員等の場合には、処分期日を含む月）から当該承認の日を含む月までの月数を、12で除した数（対象者が対象従業員等の場合には、36で除した数）（ただし、いずれも、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日時点において保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、100株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象者に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2026年3月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である209円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上